

【別紙 1】

文化財愛護活動顕彰要綱

島根県文化財愛護協会

1 趣旨

本協会は、文化財に関する相互の研鑽を深め、文化財愛護思想の普及徹底を図り、併せて文化財保護行政の推進に協力し、文化財保護体制の強化に資することを目的として設立された。

文化財愛護のための各種活動を積極的に行い、本協会の目的達成に貢献をしてきた個人や団体の中でも特に功績が大きいと認められる者を表彰することで、その活動を評価するとともに、同様の活動を行っている者への励みとし、広く一般にも文化財愛護思想の一層の普及啓発を図るため、必要な事項を定める。

2 表彰の対象者

文化財の保護と文化財愛護思想の普及啓発を目的とした事業を積極的に行い、本協会の目的達成に多大な貢献をしたと認められる個人または団体

3 表彰者の選考方法

市町村教育委員会または関係団体・個人からの推薦及び自薦を受け、選考委員会において表彰者を選考する。

4 表彰方法

年1回、表彰者に対して会長が表彰状及び副賞を授与する。

5 発表

表彰者に通知するとともに、「季刊文化財」誌上において表彰者を紹介する。